

## 第3章 騒音

### 第1節 騒音の現況

#### 1 概 要

騒音は、各種公害のなかでも日常生活にかかわりが深く 発生源も工場騒音、建設作業騒音、自動車騒音、その他生活騒音等多種多様であることから、騒音に関する苦情は、公害苦情件数のなかで多く、平成7年度の騒音苦情は20件で全体の13.1%を占めている。

#### 2 各種騒音測定調査結果

##### (1) 自動車騒音調査

環境月間（6月）の行事の一つとして、鳥取市6地点、倉吉市3地点、米子市6地点、境港市3地点、郡家町、河原町、羽合町、三朝町、日野町各1地点計23地点において昼間時における自動車騒音測定をし、併せて交通量（原付自動二輪車以上）を調査した。（表89）

この調査は、騒音に係る環境基準に基づく測定方法で行い、その中央値の平均値を見れば、鳥取市64～69デシベル（A）、倉吉市64～68デシベル（A）、米子市66～71デシベル（A）、境港市61～63デシベル（A）、郡家町65デシベル（A） 河原町70デシベル（A）、羽合町65デシベル（A）、三朝町65デシベル（A）、日野町61デシベル（A）であり鳥取市の県庁前、大村薬局前、倉吉市の旧打吹駅前及び境港市の鳥取銀行境港支店前を除いて環境基準（相当）とみなされる値に不適合であるが、騒音規制法第17条に規定する指定地域内における自動車騒音の限度と比較すると各市とも限度以下であると考えられる。

##### (2) 環境騒音実態調査

平成7年度中に、騒音規制法に基づく規制地域の指定を行っている4市（32地点）において実施した全時間帯調査の結果は表90のとおりである。

調査結果を見ると、環境基準Aに相当する地域（主として住居の用に供される地域）及び環境基準Bに相当する地域（相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域）では、環境基準相当値に対する適合率はそれぞれ50%及び75%であった。

また、道路に面する地域と面さない地域で見ても、道路に面する地域での環境基準相当値に対する適合率34%、そのうち、A類型相当では朝・昼間・夕・夜間は、それぞれ0%・0% 0% 50%、B類型相当では朝・昼間・夕・夜間はそれぞれ50%・38%・50%・88%であった。

道路に面さない地域の適合率は88%、そのうち、A類型相当では朝・昼間・夕・夜間は、それぞれ80% 90% 70%・80%、B類型相当では朝 昼間 夕・夜間は、それぞれ100% 100% 100%・100%であった。このように道路に面する地域での適合率が悪いが、しかしいずれの地域においても騒音規制法第17条に規定する自動車騒音の限度をほとんど満足しているものと考えられる。

表89 平成7年度自動車騒音測定結果

調査年月 平成7年6月

測定地点	所在地	道路が有する車線数	自動車騒音								平成3年度～平成7年度の年度変化(平均値)										
			騒音レベル 〔中央値デシベル(A)〕			環境基準 〔中央値デシベル(A)〕		環境適 基準否	自動車騒音の限度 〔中央値デシベル(A)〕	自動車騒音〔中央値デシベル(A)〕					総車両通過台数(大型車) (台/10分間)						
			最高値	最低値	平均値	相当とみなされる地域	区域の 区分			3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度		
鳥取市	鳥取駅前	永楽温泉町	2車線をこえる	76	64	67	B	65以下	×	第3種	80	66	66	65	65	67	164(12)	170(14)	173(15)	164(13)	160(14)
	鳥取県物産観光センター前	末広温泉町	2車線をこえる	69	68	69	〃	〃	×	〃	〃	68	70	69	68	69	196(15)	200(12)	192(18)	201(12)	187(12)
	県庁前	東町	2車線をこえる	66	61	64	〃	〃	○	〃	〃	63	67	63	63	64	144(17)	141(13)	161(15)	118(12)	141(12)
	大村薬局前	片原	2車線	65	62	64	〃	〃	○	〃	〃	75	65	68	64	64	154(4)	145(3)	154(8)	150(6)	156(4)
	鳥取警察署附近(漁連会館)	青葉町	2車線	68	67	69	〃	〃	×	〃	〃	69	71	69	68	69	291(28)	315(20)	314(27)	271(16)	313(18)
	面谷外科附近	吉方町	2車線をこえる	71	57	64	A	60以下	×	第2種	〃	66	62	63	64	64	209(21)	188(13)	213(20)	190(14)	213(16)
米子市	米子駅前	明治町	2車線をこえる	68	64	66	B	65以下	×	第3種	80	66	65	66	65	66	168(22)	154(21)	166(22)	149(25)	151(17)
	中国電力前	加茂町	2車線をこえる	70	68	68	〃	〃	×	〃	〃	67	69	69	66	68	261(21)	227(22)	277(29)	255(23)	275(24)
	米子市公会堂前	角盤町	2車線をこえる	71	66	68	〃	〃	×	〃	〃	70	68	70	67	68	339(22)	328(26)	354(24)	342(26)	352(25)
	消防署附近(理容センス前)	富士見町	2車線をこえる	72	66	69	〃	〃	×	〃	〃	70	67	68	67	69	276(21)	266(10)	261(17)	259(21)	263(15)
	鳥取銀行前(米子支店)	西福原	2車線をこえる	71	69	70	〃	〃	×	〃	〃	70	72	70	69	70	368(18)	383(15)	380(25)	407(28)	410(20)
倉吉市	山陰ナショナル製品販売前	米原	2車線をこえる	73	69	71	A	60以下	×	第2種	75	70	73	69	70	71	338(23)	361(21)	347(21)	351(26)	331(23)
	旧打吹駅前	明治町	2車線	66	63	64	B	65以下	○	第3種	〃	64	63	63	62	64	104(5)	92(6)	91(6)	104(7)	89(5)
	倉吉駅前通り	上井	2車線をこえる	71	64	68	〃	〃	×	〃	〃	80	67	68	67	68	188(12)	190(11)	186(10)	164(11)	202(11)
境港市	宮川町ロータリー	宮川町	2車線をこえる	68	63	66	〃	〃	×	〃	〃	66	66	65	65	66	196(7)	217(8)	206(9)	224(11)	208(9)
	鳥取銀行前(境港支店)	上道町	2車線	67	54	63	〃	〃	○	〃	75	64	62	64	65	63	75(6)	87(13)	79(5)	85(9)	81(5)
	境公民館前	湊町	2車線	63	58	61	A	55以下	×	第2種	70	62	64	61	63	61	81(8)	105(10)	92(5)	96(8)	91(3)
郡家町	山陰合同銀行前(境西支店)	外江町	2車線	63	55	61	〃	〃	×	〃	〃	62	59	60	59	61	65(6)	72(7)	72(6)	63(5)	78(3)
	郡家保健所前	郡家	2車線	67	62	65	〃	〃	×	〃	〃	64	64	62	64	65	130(11)	115(9)	127(9)	120(9)	136(11)
河原町	河原町役場入口附近	渡一木	2車線	72	70	70	〃	〃	×	〃	〃	69	70	69	69	70	198(31)	159(32)	165(33)	174(39)	170(36)
羽合町	田後バス停附近	田後	2車線	68	62	65	〃	〃	×	〃	〃	66	66	67	65	65	140(16)	136(9)	138(12)	116(10)	149(14)
三朝町	三朝町役場前	三朝	2車線	67	62	65	〃	〃	×	〃	〃	62	62	63	63	65	93(3)	91(4)	105(10)	111(10)	107(5)
日野町	根雨保健所前	根雨	2車線	64	57	61	〃	〃	×	〃	〃	68	67	67	66	61	102(30)	101(30)	91(24)	84(26)	79(19)

(注) 測定値は午前8時から午後4時までの2時間おき5回の測定  
 適否とは環境基準のあてはめを行った場合の判定、三朝町は平成3年度から測定を実施。  
 鳥取市以外の地点については、環境基準の地域の類型をあてはめる地域の指定が行われていないため環境基準相当とする。

表90 平成7年度環境騒音実態調査結果

地区 測定月日	測定場所	所在地	道路名	車 線 数	測定値 中央値〔デシベル(A)〕				交通量( )大型 (台/10分間)				騒音に係る環境基準 中央値〔デシベル(A)〕								自動車騒音の限度 中央値〔デシベル(A)〕			
					朝	昼間	夕	夜間	朝	昼間	夕	夜間	類 型	基準値			環境基準 適(○)否(×)				区 域 区 分	昼 間	朝 夕	夜 間
														昼間	朝夕	夜間	朝	昼間	夕	夜間				
鳥取市 11月 19・ 20日	山の手会館前	吉方町	国道29号	2	67	68	68	54	318	223	216	53	A	55	50	45	×	×	×	×	2	70	65	55
	〃裏	〃	〃	〃	45	41	39	39	(4)	(13)	(4)	(1)	〃	50	45	40	○	○	○	○				
	N T T鳥取支社前	湯所町	国道29号	2	64	66	66	58	98	234	202	60	A	55	50	45	×	×	×	×	2	70	65	55
	〃裏	〃	〃	〃	43	42	42	36	(4)	(16)	(8)	(4)	〃	50	45	40	○	○	○	○				
	鳥取市文化ホール前	吉方温泉町	(一) 福部鳥取線	2	64	63	51	54	99	84	86	30	B	65	60	55	×	○	○	○	3	75	70	65
〃裏	〃	〃	〃	44	46	50	45	(6)	(7)	(2)	(1)	〃	60	55	50	○	○	○	○					
新日本海ショッピングタウン前	天神町	国道53号	4	62	67	64	56	75	169	198	47	B	65	65	60	○	×	○	○	3	80	75	65	
〃裏	〃	〃	〃	52	50	43	41	(6)	(15)	(6)	(1)	〃	60	55	50	○	○	○	○					
倉吉市 10月 16・ 17日	市立倉吉西中学校裏	秋 喜	(田)倉吉赤碓中山線	2	52	62	63	44	24	91	116	19	A	55	50	45	×	×	×	○	2	70	65	55
	倉吉西高グラウンド横	〃	〃	〃	43	46	45	36	(3)	(15)	(1)	(1)	〃	50	45	40	○	○	○	○				
	ビッグファイブトーホー横	米田町	国道179号	4	65	64	60	47	122	137	75	21	A	60	55	50	×	×	×	○	2	75	70	60
	津村宅前	〃	〃	〃	50	50	47	41	(7)	(23)	(5)	(2)	〃	50	45	40	×	○	×	×				
	小林葉局前	明治町	(一) 木地山倉吉線	2	59	65	60	50	33	84	51	16	B	65	60	55	○	○	○	○	3	75	70	65
光明寺前	研屋町	〃	〃	39	42	42	38	(5)	(8)	(1)	(0)	〃	60	55	50	○	○	○	○					
上井ビル前	山 根	国道179号	4	66	69	67	53	175	176	153	29	B	65	65	60	×	×	×	○	3	80	75	65	
倉吉体育文化会館駐車場	〃	〃	〃	46	46	46	40	(12)	(14)	(4)	(1)	〃	60	55	50	○	○	○	○					
米子市 10月 12 13日	後藤ヶ丘中学校入口	上後藤	市道外浜街道線	2	67	62	65	45	134	107	85	16	A	55	50	45	×	×	×	○	2	70	65	55
	〃正門前	〃	〃	〃	43	42	41	38	(6)	(2)	(1)	(0)	〃	50	45	40	○	○	○	○				
	戸口田医院前	上福原	(一) 皆生西原線	4	65	66	65	50	118	205	162	34	A	60	55	50	×	×	×	○	2	75	70	60
	〃裏	〃	〃	〃	42	42	42	40	(11)	(6)	(2)	(2)	〃	50	45	40	○	○	○	○				
	竹内医院前	祇園町	国道9号	2	73	73	72	59	255	220	197	54	B	65	60	55	×	×	×	×	3	75	70	65
鉄道宿舎裏	〃	〃	〃	43	44	48	39	(16)	(19)	(4)	(7)	A	50	45	40	○	○	×	○					
建設省米子出張所前	車 尾	国道9号	4	68	71	70	58	183	293	221	56	B	65	65	60	×	×	×	○	3	80	75	65	
〃裏	〃	〃	〃	47	51	53	44	(12)	(30)	(6)	(3)	A	50	45	40	×	×	×	×					
境港市 10月 19・ 20日	境公民館前	湊 町	(田)米子境港線	2	53	65	60	47	32	86	57	9	A	55	50	45	×	×	×	×	2	70	65	55
	境小学校裏	〃	〃	〃	45	45	40	39	(3)	(6)	(0)	(0)	〃	50	45	40	○	○	○	○				
	山陰合同銀行境西支店前	外江町	(田)米子境港線	2	58	61	60	52	34	86	58	23	A	55	50	45	×	×	×	×	2	70	65	55
	松本進宅前	〃	〃	〃	41	47	41	39	(4)	(6)	(0)	(1)	〃	50	45	40	○	○	○	○				
	境家具店前	東本町	(一) 境港線	2	54	62	45	39	15	40	15	3	B	65	60	55	○	○	○	○	3	75	70	65
〃裏	〃	〃	〃	43	44	38	37	(0)	(1)	(0)	(0)	〃	60	55	50	○	○	○	○					
都田水産前	上道町	国道431号	4	64	69	69	60	99	162	125	39	B	65	65	60	○	×	×	○	3	80	75	65	
〃裏	〃	〃	〃	44	48	41	41	(3)	(16)	(5)	(2)	〃	60	55	50	○	○	○	○					

- (注) 1. 時間区分 騒音 昼間：午前8時～午後7時、朝夕：午前6時～午前8時と午後7時～午後10時、夜間 午後10時～翌日午前6時  
 2. 測定時刻 午前5時、7時、10時、午後4時、7時、10時  
 3. 騒音の昼間・夜間の測定値は各時間区分の平均値である。  
 4. 交通量は、自動二輪車以上の道路に面する地点の通過車両台数である。  
 5. 道路名の(田)は主要地方道(県道)、(一)は一般県道(県道)である。  
 6. 鳥取市以外の地点については、環境基準の地域の種類を定めてはいる地域指定が行われていないため環境基準相当とする。

## 第2節 騒音の防止対策

### 1 法・条例による規制

#### (1) 騒音に係る環境基準

環境基本法第16条の規定に基づき、「騒音に係る環境基準」については、昭和46年5月25日付け閣議決定により騒音に係る環境上の条件について生活環境を保全し、人の健康の保護に資する上で、維持されることが望ましい基準（以下「環境基準」という。）として定められている。（表91）

本県における環境基準の地域の類型をあてはめる地域の指定状況は表94のとおりである。

表91 騒音に係る環境基準（昭和46年5月25日閣議決定）

環境基準は、地域の類型及び時間の区分ごとに次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

地域の類型	時 間 の 区 分			該 当 地 域
	昼 間	朝 ・ 夕	夜 間	
AA	45デシベル(A)以下	40デシベル(A)以下	35デシベル(A)以下	環境基準に係る水域及び地域の指定権限の委任に関する政令（昭和46年政令第159号）第2項の規定に基づき都道府県知事が地域の区分ごとに指定する地域
A	50デシベル(A)以下	45デシベル(A)以下	40デシベル(A)以下	
B	60デシベル(A)以下	55デシベル(A)以下	50デシベル(A)以下	

- (注) 1. AAをあてはめる地域は療養施設が集合して設置される地域などくに静隠を要する地域とすること。
2. Aをあてはめる地域は主として住居の用に供される地域とすること。
3. Bをあてはめる地域は相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域とすること。
- ただし、次表に掲げる地域に該当する地域（以下「道路に面する地域」という）についてはその環境基準は上表によらず次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

地 域 の 区 分	時 間 の 区 分		
	昼 間	朝 ・ 夕	夜 間
A地域のうち2車線を有する道路に面する地域	55デシベル(A)以下	50デシベル(A)以下	45デシベル(A)以下
A地域のうち2車線をを超える車線を有する道路に面する地域	60デシベル(A)以下	55デシベル(A)以下	50デシベル(A)以下
B地域のうち2車線以下の車線を有する道路に面する地域	65デシベル(A)以下	60デシベル(A)以下	55デシベル(A)以下
B地域のうち2車線をを超える車線を有する道路に面する地域	65デシベル(A)以下	65デシベル(A)以下	60デシベル(A)以下

備考 車線とは1縦列の自動車及安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう

表92 地域の類型をあてはめる地域および時間の区分

(平成2年12月11日県告示第961号)

地域の類型	地 域
A	鳥取市の区域のうち都市計画法（昭和43年法律第100号）第9条第1項から第3項までに規定する第1種住居専用地域、第2種住居専用地域及び住居地域
B	鳥取市の区域のうち都市計画法第9条第4項から第7項までに規定する近隣商業地域、商業地域。準工業地域及び工業地域

時間の区分	時 間
朝	午前6時から午前8時まで
昼 間	午前8時から午後7時まで
夕	午後7時から午後10時まで
夜 間	午後10時から翌日の午前6時まで

表93 一般的な騒音レベル

難 聴 惹 起	会 話 解 の 低 下 作 業 能 率 の 低 下	心 理 的 反 応 （ 不 快 感 ）	デシベル	状 況
			140	極度の聴力障害
			130	最大可聴限界
			120	飛行機のエンジンの近く
			110	自動車のクラクション、船の機関室内
			100	高速列車の近傍
			90	組立工場、やかましい地下鉄
			80	交通のはげしい交差点
			70	電話のベル（1m）
			60	会話（1m）、一般の事務室内
			50	普通の事務室、静かな住宅地
			40	静かな図書館
			30	深夜、フジオ・テレビ放送のスタジオ内
			20	人のささやき
10	木の葉の音			
0				

(2) 法による規制

騒音規制法では、騒音を防止することにより生活環境を保全すべき地域を知事が指定し（法第3条第1項）、この指定地域内にある工場・事業場における事業活動に伴う騒音（法第2条第1項及び第2項）、建設工事に伴って発生する騒音（法第2条第3項）を規制するとともに、自動車から発生する自動車騒音の許容限度（法第16条）を定め、道路の周辺的生活環境が著しくそこなわれると認めるときは措置要請（法第17条）できることとしている。

本県における地域指定状況は、表94と表95のとおりである。

表94 地域指定状況

告 示 年 月 日	地 域 指 定 市 町 村 名
昭和49年9月17日 (県告示第778号～780号)	鳥取市及び米子市の一部
昭和50年5月30日 (県告示第476号～478号)	倉吉市及び境港市の一部
昭和54年7月6日 (県告示第575号～577号)	国府町、郡家町及び日吉津村の一部
昭和62年7月10日 (県告示第580号～581号)	鳥取市、米子市及び境港市の一部

表95 騒音規制法に基づく騒音規制の区域の区分と用途地域の関係

特定工場等において発生する騒音について規制する区域及び自動車騒音の限度に係る区域。	都市計画法に基づく用途地域の区分 用途地域	特定建設作業に伴って発生する騒音について規制する区域。
第1種区域 良好な住居の環境を保全するため、特に静穏の保持を必要とする区域。	第1種低層住居専用地域	第1号区域 (第4種区域のうち、学校、保育所、病院、診療所、図書館及び特別養護老人ホームの敷地の周囲約80m以内の区域を含む。)
	第2種低層住居専用地域	
	第1種中高層住居専用地域	
第2種区域 住居の用に供されているため、静穏の保持を必要とする区域。	第2種中高層住居専用地域	
	第1種住居地域	
	第2種住居地域	
第3種区域 住居の用にあわせて商業、工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を保全するため、騒音の発生を防止する必要がある区域。	準住居地域	
	近隣商業地域	
	商業地域	
第4種区域 主として工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を悪化させないため、著しい騒音の発生を防止する必要がある区域。	準工業地域	
	工業地域	
指定地域から除外	工業専用地域	指定地域から除外

(注) 規制の区域を示す図面は、県庁環境政策課、関係市役所及び町村役場公害担当課に備え置き、一般の縦覧に供している。

ア 工場、事業場騒音

工場、事業場騒音について規制の対象となるのは、指定地域内であって、特定施設（政令第1条）を設置している工場及び事業場（特定工場等という。）である。

特定工場等には、規制基準の遵守義務が課せられており、指定地域市町村長は、規制基準に適合しないことにより、周辺的生活環境が損なわれると認める場合に、計画変更勧告や改善勧告、更には改善命令を行うことができる。

表96 特定工場等において発生する騒音についての規制基準

区域の区分	時間区分 昼間 (午前8時から 午後7時まで)	朝夕 (午前6時から午前8時まで 午後7時から午後10時まで)	夜間 (午後10時から 翌日の午前6時まで)
第1種区域	50デシベル	45デシベル	45デシベル
第2種区域	60デシベル	50デシベル	45デシベル
第3種区域	65デシベル	65デシベル	50デシベル
第4種区域	70デシベル	70デシベル	65デシベル

〈基準値は特定工場等（騒音規制法施行令別表第1に定める施設を設置する工場 事業場）において

発生する騒音の特定工場等の敷地の境界線における大きさ。〉

イ 建設作業騒音

建設作業騒音について規制の対象となるのは、指定地域内において、建設工事を施工する場合に、特定建設作業（政令第2条）を伴う作業である。

特定建設作業には、届出義務（法第14条）が課せられている。また、市町村長は、特定建設作業に伴い発生する騒音が一定の規制基準に適合しないことにより、生活環境が著しく損なわれると認める場合においては、必要な勧告、命令の措置（法第15条）をとることができる。

表97 特定建設作業に伴って発生する騒音についての規制基準

特定建設作業 規制項目	①くい打機(もんけんを除く)くい抜機又はくい打機(圧入式くい打機を除く。)を使用する作業(くい打機をアースオーガーと併用する作業を除く。)	②びょう打機を使用する作業	③さく岩機を使用する作業(作業地点が連続的に移動する作業にあっては、一日における当該作業に係る二地点間の最大距離が50メートルをこえない作業に限る。)	④空気圧縮機(電動機以外の原動機を用いるものであって、その原動機の定格出力が15キロワット以上のもに限る。)を使用する作業(さく岩機の動力として使用する作業を除く。)	⑤コンクリートプラント(混練機の混練容量が0.45立方メートル以上のものに限る。)又はアスファルトプラント(混練機の混練重量が200キログラム以上のものに限る。)を設けて行なう作業(モルタルを製造するためにコンクリートプラントを設けて行なう作業を除く。)	適用除外
第1号基準(音量基準) 作業場所の敷地の境界線における騒音	85デシベルを超えないこと					
第2号基準(作業時刻に関する基準) 作業禁止の時間帯	第1号区域	午後7時～午前7時				災害・非常の事態、人の生命の危険防止、鉄軌道の正常運転、道路法・道交法の占用及び許可の夜間指定
	第2号区域	午後10時～午前6時				
第3号基準(作業時間に関する基準) 作業時間の長さの制限	第1号区域	1日10時間				1日で完了する作業、災害・非常の事態、人の生命の危険防止
	第2号区域	1日14時間				
第4号基準(作業期間に関する基準) 連続して作業することのできる日数	6日間以内					災害 非常の事態、人の生命の危険防止
第5号基準(作業日に関する基準) 作業を禁止する日	日曜日、その他の休日					災害・非常の事態、人の生命の危険防止、鉄軌道の正常運転、道路法・道交法の占用及び許可の夜間指定
勧告・命令の内容	特定建設作業の騒音が第1号の基準(音量基準)を超えている場合、騒音の防止の方法の改善のみならず、一日における作業時間を10時間(第1号区域(第2号区域にあっては14時間)未満4時間以上の間において短縮することも勧告 命令できる。					

## ウ 自動車騒音

騒音規制法では、自動車構造の改善により自動車騒音の防止を図るため、環境庁長官が自動車騒音の大きさの許容限度を定め、これを道路運送車両の保安基準において担保することとしている。また、指定地域内において、市町村長が自動車騒音について、その測定レベルが一定の限度を超え、道路周辺の生活環境が著しく損なわれると認めるときは、都道府県公安委員会に対して道路交通法の規定による措置をとるべきことを要請し、また必要に応じ、道路管理者等に対し、道路構造の改善その他の自動車騒音の大きさの減少に資する事項に関し、意見を述べることができる。

表98 騒音規制法第17条第1項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度

区 域 の 区 分	時 間 の 区 分		
	昼 間	朝・夕	夜 間
1 第1種区域のうち1車線を有する道路に面する区域	55デシベル	50デシベル	45デシベル
2 第2種区域のうち1車線を有する道路に面する区域	60デシベル	55デシベル	50デシベル
3 第1種区域及び第2種区域のうち2車線を有する道路に面する区域	70デシベル	65デシベル	55デシベル
4 第1種区域及び第2種区域のうち2車線を超える車線を有する道路に面する区域	75デシベル	70デシベル	60デシベル
5 第3種区域及び第4種区域のうち1車線を有する道路に面する区域	70デシベル	65デシベル	60デシベル
6 第3種区域及び第4種区域のうち2車線を有する道路に面する区域	75デシベル	70デシベル	65デシベル
7 第3種区域及び第4種区域のうち2車線を超える車線を有する道路に面する区域	80デシベル	75デシベル	65デシベル

### (3) 航空機騒音に係る環境基準

環境基本法第16条の規定に基づく、「航空機騒音に係る環境基準」については、昭和48年12月27日付環境庁告示第154号により騒音に係る環境上の条件につき、生活環境を保全し、人の健康の保護に資するうえで維持することが望ましい航空機騒音に係る基準（以下「環境基準」という）として定められている。（資料14参照）

本県においては、鳥取市に鳥取空港（管理者 鳥取県）と境港市に美保飛行場（管理者 防衛庁 共用飛行場）の2つがあり、環境基準に基づく飛行場の区分は、鳥取空港の場合第3種空港に該当する飛行場であり、また、美保飛行場の場合は、自衛隊等が使用する飛行場であり、第2種空港Aに準ずる飛行場に該当するものであるが、両飛行場とも現在、環境基準の地域の類型あてはめは行っていない。



(4) 条例による規制

ア 工場、事業場騒音

近時、ビル等の増加に伴い冷房用のクーリングタワーの騒音が問題となっているが、これを鳥取県公害防止条例により騒音関係特定施設（表99）として、昭和47年4月1日から規制を行っており、規制地域及び規制基準は騒音規制法に準拠している。

表99 鳥取県公害防止条例による騒音関係特定施設の規模

施設名	規 格
クーリングタワー	送風機の原動機の定格出力が0.75キロワット以上のものに限る。

イ 深夜騒音

深夜の静穏を保持するため、全県下の工場、事業場等すべての事業活動に伴う深夜（午後10時から翌日の午前6時まで）の騒音を昭和47年4月1日から規制している。事業活動すなわち、物の製造、加工に伴って発生する騒音のほか、例えば飲食店を営むことによって発生する音楽放送、ソド演奏、カラオケ及びきょう声などの騒音も含めて規制を行っている。

表100 鳥取県公害防止条例による深夜騒音の規制基準

区 域 の 区 分		基 準 値
1	騒音規制法第3条第1項の規定に基づいて指定された第3種区域及び知事が別に定める区域。	50デシベル
2	騒音規制法第3条第1項の規定に基づいて指定された第4種区域及び知事が別に定める区域。	65デシベル
3	1及び2に掲げる区域以外の区域。 <small>（工業専用地域、臨港地区内の分区及び工業のための埋立地を除く。）</small>	45デシベル

ウ 拡声機騒音

近年、工場・事業場騒音以外の騒音苦情が増加する傾向にあるので、これに対処するため、拡声機による騒音を昭和63年10月1日から規制している。

- 1 商業宣伝を目的として、拡声機を使用する放送をしてはならない区域（次に掲げる施設の敷地の周囲からおおむね50メートル以内の区域）
- (1) 学校教育法第1条に規定する学校
  - (2) 児童福祉法第7条に規定する保育所
  - (3) 医療法第1条の2第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所のうち患者の収容施設を有するもの
  - (4) 図書館法第2条第1項に規定する図書館

- (5) 老人福祉法第 14 条第 1 項第 2 号に規定する特別養護老人ホーム
- (6) 老人保健法第 6 条第 4 項に規定する老人保健施設

2 商業宣伝を目的として、航空機から拡声機を使用する放送の制限

使用時間 午前 8 時から午後 7 時まで  
音 量：地上において 65 デシベル以下

3 その他拡声機を使用する放送の制限

(1) 次に掲げる放送をする場合は、使用時間、音量とも音量基準 1 による。

- ア 工場、事業場、社寺、屋外スポーツ施設、学校、保育所等において構内用としてその敷地内で行うもの
  - イ 住民の慣習として行われる広報又は連絡に伴うもの
  - ウ 露店市、朝市その他地域の慣習として行われる催し物に伴うもの
  - エ 飲食物の移動販売に伴うもの
  - オ 屋外における音楽会、映画会等の運営のためにその会場内で行うもの
- 音量基準 1

区 域		音 量	
		午前 6 時から 午後 10 時まで	午後 10 時から 翌日の午前 6 時まで
1 騒音規制法第 3 条第 1 項の規定に基づいて指定された地域	第 1 種区域	70 デシベル	45 デシベル
	第 2 種区域	70 デシベル	45 デシベル
	第 3 種区域	70 デシベル	50 デシベル
	第 4 種区域	70 デシベル	65 デシベル
2 1 に掲げる区域以外の区域（工業専用地域、臨港地区内の分区及び工業のための埋立地を除く。）		70 デシベル	45 デシベル

(2) (1) に掲げる場合以外の場合は、使用時間を午前 8 時から午後 7 時までとし、音量は、音量基準 2 による。ただし、移動しながら放送をする場合の音量は、70 デシベル以下とする。

音量基準 2

区 域		音 量
1 騒音規制法第 3 条第 1 項の規定に基づいて指定された地域	第 1 種区域	55 デシベル
	第 2 種区域	65 デシベル
	第 3 種区域	70 デシベル
	第 4 種区域	70 デシベル
2 1 に掲げる区域以外の区域（工業専用地域、臨港地区内の分区及び工業のための埋立地を除く。）		70 デシベル

4 拡声機使用の制限の対象とならない場合

- (1) 災害時における警戒活動等に伴い放送をする場合
- (2) 電気、ガス又は水道の事業に関する広報活動として放送をする場合
- (3) 公共の輸送機関の業務に関し駅又は発着場において放送をする場合
- (4) 公務員がその職務に関し放送をする場合
- (5) 公職選挙法による選挙運動のために放送をする場合
- (6) 祭礼、盆踊りその他地域の風俗慣習として行われる行事に伴い放送をする場合
- (7) 団体の整理誘導のために放送をする場合
- (8) 前各号に掲げる場合のほか、知事が公益上やむを得ないと認める場合

2 特定施設等の届出状況

- (1) 騒音規制法による特定施設の届出数

表101 特定施設の種別届出数

(平成8年3月31日現在)

種 類	市町村名							
	鳥取市	米子市	倉吉市	境港市	国府町	郡家町	日吉津村	合 計
1 金属加工機械	55	117	66	19	—	—	5	262
2 空気圧縮機等	349	354	104	60	3	2	86	958
3 土石用破碎機等	27	1	—	2	—	—	—	30
4 織 機	—	—	—	—	—	—	—	—
5 建設用資材製造機械	2	6	3	2	1	1	—	15
6 穀物用製粉機	—	—	—	—	—	—	—	—
7 木材加工機械	34	125	43	6	—	3	2	213
8 抄 紙 機	2	—	—	—	—	1	6	9
9 印刷機械	108	69	29	8	—	5	2	221
10 合成樹脂用射出成形機	10	—	10	—	1	—	—	21
11 鋳型造型機	—	11	—	—	—	—	—	11
計	587	683	255	97	5	12	101	1,740
届出工場 事業場	112	122	48	26	4	9	5	326

(2) 騒音規制法による特定建設作業の届出数

表102 特定建設作業の種類別届出数

(平成7年度中)

種 類	市町村名							合 計
	鳥取市	米子市	倉吉市	境港市	国府町	郡家町	日吉津村	
1 くい打機等を使用する作業	1	6	6	2	—	—	1	16
2 びょう打機を使用する作業	—	—	—	—	—	—	—	—
3 さく岩機を使用する作業	11	9	—	—	—	—	—	20
4 空気圧縮機を使用する作業	—	1	—	—	—	—	—	1
5 コンクリートプット等を設けて行なう作業	—	—	—	—	—	—	—	—
計	12	16	6	2	—	—	1	37

(3) 鳥取県公害防止条例による騒音関係特定施設届出数

表103 騒音関係特定施設届出数

(平成8年3月31日現在)

種 類	市町村名							合 計
	鳥取市	米子市	倉吉市	境港市	国府町	郡家町	日吉津村	
ク ー リ ン グ タ ワ ー	247	235	30	18	—	5	—	535
届 出 事 業 場	139	135	17	15	—	3	—	309